

給与改善

実施のため新加算

厚労省案 10月に介護報酬改定

厚生労働省は12日に社会保障審議会介護給付費分科会を開き、介護職員らの賃上げ（月9000円）を10月以降も継続するため、介護報酬を臨時に改定し、新加算を創設する案を示した。新加算の算定要件は2～9月の介護職員処遇改善支援補助金と同様とし、新たな事務負担をなくす。また、利用者負担と2号保険料が増える見通しだ。

（榎戸新）

政府は介護職員らの賃上げについて2～9月の補助金による対応を介護報酬で引き継ぐとし、来年度予算案で157億円（国費）を計上している。改定率に換算するとプラス1・13%になるという。

補助金は全額国費だったが、10月以降は介護報酬で対応するたため、利用者負担は利用するサービスなどに応じて増える。保険料は単純計算で1人月70円程度の増額になる。ただ2号保険料は増えるものの、1号保険料は各保険者の介護給付費準備基金の取り崩しなどで対応するため第8期（2021～23年度）での増額は少ない。これらの負担増に保険者側の委員は「利用者、被保険者、自治体

の負担が軽減されるよ、8月の補足給付基う施策を検討してほし準の見直しで生活は大い」と要望。利用者側打撃を受けている。この委員も「昨年4月のれ以上の負担は無理」1号保険料の引き上と訴えた。

申請は8月から

新加算の算定要件は判断で他の職員への配処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいづれかを取得し、加算額の3分の2以上は基本給が毎月決まって支払う手当ての引き上げに充てる。介護職員を対象とし、事業所の既存の処遇改善加算、

特定処遇改善加算の3層になる。そのため委員から、制度の複雑化や事務の煩雑化を解消するため加算の一本化や合理化を求める意見も複数あった。

サービスごとの加算率は訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護2・4%▽認知症グループホーム2・3%▽特別養護老人ホーム（地域密着型含む）、短期入所1・6%▽特定施設入居者生活介護1・5%▽通所介護（地域密着型含む）1・1%▽老人保健施設0・8%——など。

補助金の交付率と多少異なるが、補助金と加算のシステムの違いによるもので、1人当たり月9000円増の設定は同じ。

今後について厚労省は「申請が8月から始まる。準備期間も必要なのでできる限り早く取り決めたい」としている。